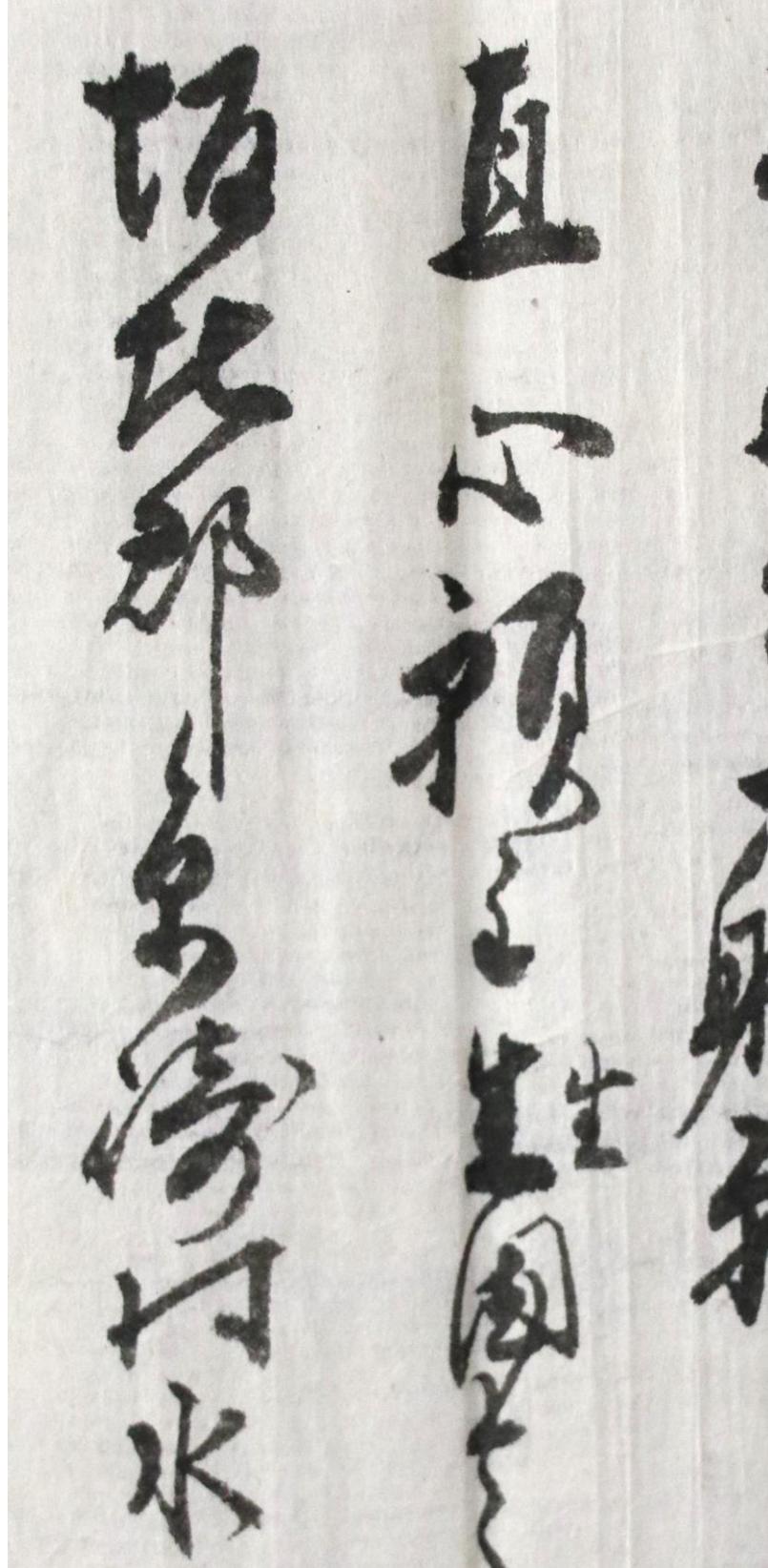


八葉尊昭と木食直心

中遠の古刹 真言宗西楽寺 補遺

袋井市歴史文化館 二〇二二年九月



令和2～3年度袋井市歴史文化館企画展「中遠の古刹 真言宗西楽寺」は、袋井市春岡に位置する真言宗の古刹、安養山西楽寺に残された、4000点余りの古文書から地域の歴史を紐解く、全4回のシリーズです。

歴史文化館で展示したのち、土曜・日曜にもご覧いただけるよう、一部内容を変え、郷土資料館でリニューアルオープンをしました。

本冊子は、郷土資料館の展示解説を再編したものです。歴史文化館の展示が終了した後、新たに発見された史料により、様々な知見が得られました。新出史料に未紹介史料を加え、より深められた歴史を御紹介します。今回のテーマは、①「西楽寺八世住職尊昭の事業と災害」、②「謎の木食直心の正体」、③「重要な儀式の場、西楽寺鎮守（十所権現）」、④「西楽寺五世住職宥香に直接関わる史料」です。

【本冊子はホームページ版のみです。印刷したものではありません】



# 西楽寺八世住職尊昭と宝永地震

## 「西楽寺八葉尊昭」

尊昭（？～一七二八）は、近世西楽寺の八世住職です。『年中行事扣』（西楽寺文書近世一六八六）正月二十六日条には、「中興尊昭」と書かれています。尊昭については、「中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅱ 高平山」（参考文献4を参照）で、簡単な経歴を明らかにしました。

その時には、尊昭の出身地（木食直心と同郷）について、今の新潟県だろうか、と推測したのですが、歴史文化館での展示終了後に発見された史料により、越前国（今の福井県）出身だということが分かりました（詳細は本冊子三〇四ページ参照）。

尊昭は、西楽寺一山の様々な施設を整備し直した人物です。著作（記録？）も多く著したほか、歴代住職の業績調査も精力的に行っており、七世住職宥弁以前の記録をまとめた著作も多く残しています。

宝永〜享保の頃の尊昭、十九世紀の宥海・栄岳・宥盛、明治の宥猛。彼らは、西楽寺文書を調べ、書写、編集、保管に尽力しました。今日、西楽寺文書が数多く残されているのは、偏に彼らの業績です。

尊昭は、非常に興味深いことに、「西楽寺八葉尊昭」（十所権現棟札下書）西楽寺文書近世一六五五と署名したことがあります。

これは、胎藏マンダラの中心部、中台八葉院を意図した署名ではないかと思えます。たまたま、自身の名前が「尊」で始まり、自身の世代が八世だったことに依るのだと思いますが、「十所権現棟札下書」は、おそらく、西楽寺鎮守を「十所権現」にした時のものだと考えられますから、そこに「八葉尊昭」と署名したことは、重要な事実だと思います。

そこで、本冊子のタイトルにも、「八葉」表記を使用しました（題字は、尊昭、直心ともに、自著の文字を使用。西楽寺文書近世一六五五、三二二一）。

## 宝永地震

元禄十六年（一七〇三）十一月二十三日午前二時頃、房総近海を震源として、マグニチュード八・〇〜八・二の大地震が発生しました。

この地震では主に関東地方に被害が集中しました

が、この余震は宝永四年（一七〇七）まで続いた、という記録が小田原に残っています（参考文献3）。

宝永四年十月四日午後二時頃、南海トラフでマグニチュード八・四の大地震が発生。文献に残る地震では、この時点までの地震で最大級の大地震とされています。地震被害、津波被害の大きさは言うまでもありませんが、この地震の四十九日後、十一月二十三日に富士山が大爆発したことで、大きな被害がその後何年も続くことになりました（参考文献3）。

宝永地震に直面した西楽寺住職が尊昭です。宝永地震の被害は、『長溝村開発』（参考文献1、八六一〜八六二ページに該当箇所）など、いくつかの重要史料に記されていますが、『当山諸由緒扣』（西楽寺文書近世一一）収録の尊昭の書状にも記述があります。それによると、宝永地震で西楽寺一山は破壊。相当の被害を受けたようです。西楽寺本堂部材墨書を見ると、この被害からの復興は、享保十二年（一七二七）頃までかかったようです（参考文献1）。

### 【重要参考史料】

1、『当山諸由緒扣』（西楽寺文書近世一一）



- 2、〔十所権現棟札下書〕（西楽寺文書近世一六五五）
- 3、『年中行事扣』（西楽寺文書近世一六八六）

【参考文献】

- 1、財団法人文化財建造物保存技術協会編『静岡県指定文化財 西楽寺本堂保存修理工事報告書』（西楽寺保存修理委員会、一九九五年）。
- 2、浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 資料編二 近世』（浅羽町、一九九六年）。
- 3、永原慶二『富士山宝永大爆発』（吉川弘文館、読み直す日本史、二〇一五年、初出二〇〇二年）。
- 4、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅱ 高平山』（二〇二一年）



『当山諸由緒扣』所引尊昭書状写（前2行は注）

『当山諸由緒扣』所引尊昭書状写

一、天和元<sup>(一六八一)</sup>年、有仙願成寺<sup>(一六八七)</sup>江隱居致候事。  
 一、貞享四<sup>(一六八七)</sup>年、有仙願成寺<sup>(一六八七)</sup>にて死去致候事。  
 一、元禄八<sup>(一六九三)</sup>年迄九年之間、留守居差置候所、同年十<sup>(一六九五)</sup>二月廿二日、留守居自火出<sup>(一七〇三)</sup>不<sup>(一六九五)</sup>残焼失致候。尤不<sup>(一六九五)</sup>動尊老体出<sup>(一七〇三)</sup>申候。元禄十六<sup>(一七〇三)</sup>年迄九ヶ年之間山<sup>(一六九五)</sup>守計<sup>(一六九五)</sup>差置候事。同年学頭有弁隱居願致候<sup>(一六九五)</sup>二付、衆徒申<sup>(一六九五)</sup>願成寺建立候様<sup>(一六九五)</sup>達<sup>(一六九五)</sup>而相願候故、四間<sup>(一六九五)</sup>三間半之寺<sup>(一六九五)</sup>ヲ<sup>(一六九五)</sup>實立致、生国上総国今留<sup>(一六九五)</sup>江隱居致候<sup>(一六九五)</sup>事。  
 一、八年以前申年、拙僧西楽寺入院仕候後、願成寺<sup>(一七〇四)</sup>實立之所、門外造作仕、留守居差置可<sup>(一七〇五)</sup>レ申与奉<sup>(一七〇五)</sup>レ存内、翌年<sup>(一七〇五)</sup>西六月大風仕、實立吹潰、木柱等損<sup>(一七〇五)</sup>急之取立申義不<sup>(一七〇五)</sup>レ及<sup>(一七〇五)</sup>自力<sup>(一七〇五)</sup>難義存、見合罷在內、<sup>(一七〇七)</sup>五ヶ年以前大地震ニ而西楽寺一山堂社等大分破<sup>(一七〇七)</sup>損仕候故、先本山之修理ニ取懸<sup>(一七〇七)</sup>リ、延引<sup>(一七〇七)</sup>罷成候<sup>(一七〇七)</sup>而、漸<sup>(一七〇七)</sup>去冬願成寺建立仕候間、当年中上総<sup>(一七〇七)</sup>罷<sup>(一七〇七)</sup>有候西楽寺隱居有弁、右之願成寺<sup>(一七〇七)</sup>江引越申筈<sup>(一七〇七)</sup>御座候御事。  
 右願成寺<sup>(一七〇七)</sup>卷相違無<sup>(一七〇七)</sup>御座一候。以上。  
 正徳元<sup>(一七一〇)</sup>卯年 西楽寺学頭 尊昭書<sup>(一七一〇)</sup>ヲ写置

部材	墨書	掲載ページ
物置内より発見された旧須弥壇斗束	「享保四年亥 (1719) 二月廿八日」	90
内陣肘木 (背面) 上端墨書	「御棟梁安右衛門/享保十一丙午 (1726) 五月吉日」	90
小屋貫墨書	「享保十一 (1726) 午極月十九日」	90
支輪 (正面) 墨書	「享保十一〇年 (1726) 」	90
唐破風幕板裏面墨書	「享保十二年 (1727) /六月八日/掛川傳〇/之〇〇也」	90
正面裏甲墨書	「未 (1727) /六月十日/欠川平七」	91
唐破風裏甲墨書	「享保十二/菊〇日〇」	91
化粧裏板 (背面地垂木) 墨書	「于時享保十二未六月/ [ ] 」	91
内陣格天井板墨書	「享保十五年 (1730) /戊九月塗師/書之也」	91
正面龕座裏面墨書	「寛保三亥 (1743) 七月十日/ [ ] 」	91
内陣障子框墨書	「嘉永〇子 (1852) 」	91

西楽寺本堂部材墨書（江戸時代のみ）

【凡例】

- 1、墨書は財団法人文化財建造物保存技術協会編『静岡県指定文化財 西楽寺本堂保存修理工事報告書』（西楽寺保存修理委員会、1995年）による。「掲載ページ」欄の数字は、本書における該当史料の写真掲載ページ。
- 2、「墨書」欄、（ ）は引用者注、／は改行箇所を示す。



# 木食直心

## 謎の木食の正体を追う

### 出身地が判明

木食直心は、西楽寺八世住職尊昭の弟子で、高平山大師堂の堂守です。

尊昭の意を受け、高平山に西国三十三所の観音や大仏を建立するなど、様々な事業に携わりました。

彼の経歴には謎が多いのですが、「中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅱ 高平山」(参考文献1を参照)で、簡単な経歴を明らかにしました。

江戸時代の人物について、経歴を明らかにすることは困難ですから、直心については、それ以上分かることはないと思っていました。

しかし、歴史文化館での展示終了後、新たに発見された「高平山半鐘銘」(西楽寺文書一七四一)により、彼が越前国坂井郡糸崎村(現在の福井市糸崎町)の出身で、俗姓が水間氏(名は不明)であることが明らかになりました。

### 高平山の半鐘

新出史料「高平山半鐘銘」は、享保三年(一七一

八)三月八日に、尊昭と直心が高平山の半鐘を再鑄した時の史料です。文の書き方から、鐘銘の写しだと思われま

す。「高平山半鐘銘」によれば、高平山の半鐘は、寛永九年(一六三二)に、開基木食秀海が寄附したものとありますが、「直心訴訟一件写断簡」(西楽寺文書近世一二)第二断簡には、半鐘修復の経緯について、もう少し詳しく書いてあります。

#### (前略)

一、高平山<sup>ニ</sup>秀海上人寄進之中鐘御座候を、拾六年以前拙寺<sup>江</sup>引取、御祈祷之衆会半鐘に用置候所、損<sup>レ</sup>茂御座候<sup>ニ</sup>付、直心鑄仏建立之節、下承に仕度由願申候付指遣申候。鑄仏勸化金之余慶茂御座候故、古来之鐘に倍<sup>レ</sup>之鑄立、高平山大師堂<sup>ニ</sup>鉤置申候。

#### (後略)

宝永元年(一七〇四)に、高平山の半鐘を西楽寺に引き取って、祈祷の半鐘に使っていたが、壊してしまったので、高平山大仏の寄進の余慶で、倍の大

きさに鑄直し、高平山の大師堂に懸けたそうです。この半鐘は、アジア・太平洋戦争で供出されてしまい、今は残っていません。

昭和十七年(一九四二)十二月十五日に、戦争のため供出されてしまう鐘の銘文を写した、『梵鐘、半鐘、并鐘銘文』(西楽寺文書近世四一二四)に、銘文が収録されている(「高平山半鐘銘」とは異同があるが、文言は酷似している)のみです。

#### 【重要参考史料】

- 1、「直心訴訟一件写断簡」(西楽寺文書近世一二)
- 2、「高平山半鐘銘」(西楽寺文書近世一七四一)
- 3、「梵鐘、半鐘、并鐘銘文」(西楽寺文書近世四一二四)

#### 【参考文献】

- 1、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅱ 高平山』(二〇二二年)



〔高平山半鐘銘〕(西樂寺文書近世 1741)

糊はずれ。

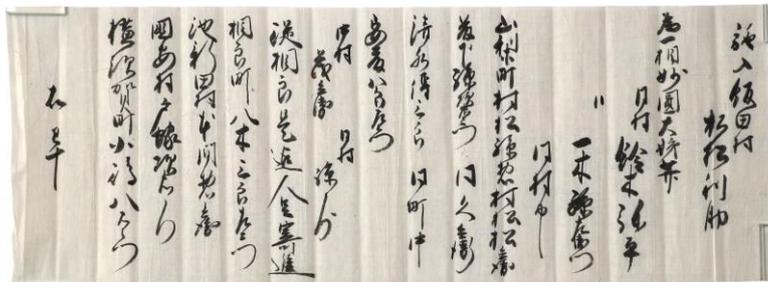
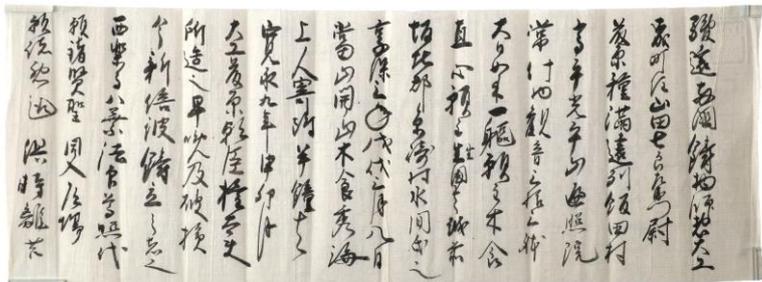
断簡 1 (上写真) 縦 150mm×横 (404) mm

断簡 2 (下写真) 縦 149mm×横 (404) mm

享保3年(1718)3月8日に、高平山の半鐘を修復した時の史料。

「願主木食直心。願主生国者越前坂比郡糸崎村、水間氏也」と、木食直心の出身地と俗姓が書かれている。

この史料でも、尊昭は「西樂寺八葉法印尊照〔昭〕」と書かれている。



駿遠両国鑄物師惣大工森町住山田七郎左衛門尉藤原種満、遠州飯田村高平光平山遍照院常什物・観音三拾三鉢・大日如来一軀、願主木食直心。願主生国者越前坂比郡糸崎村、水間氏也。享保三年戊戌三月八日。

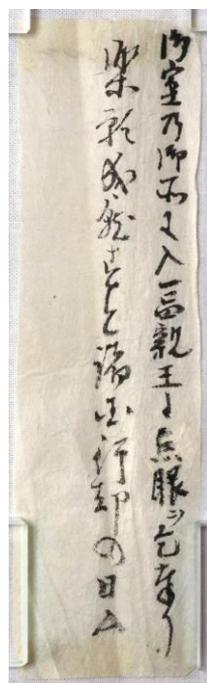
当山開山木食秀海上人寄附半鐘者、寛永九年甲卯月、大工藤原朝臣権太夫所造也。早晚及破損、今新倍レ彼鑄立之者也。

西樂寺八葉法印尊照代〔昭〕  
願諸賢聖 同入道場  
願諸惡趣 俱時離苦  
施入飯田村

村松利助  
為一相妙円大姉菩薩  
同村 鈴木弥平  
一木孫左衛門  
同村中  
山梨町村松孫惣 村松松兵衛  
藤下孫次右衛門 同久兵衛  
清水傳三郎 同町中  
安藤八郎左衛門  
中村 同村  
茂兵衛 孫右衛門  
從二相良一是迄人足寄進。  
相良町八木三郎左衛門  
池新田村本間惣兵衛  
国安村戸塚次右衛門  
横須賀町小嶋八右衛門  
右畢

謎の断簡

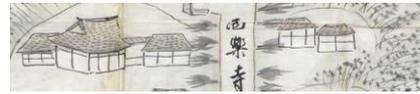
(巻き込み断簡)



「御室乃御所に入、一品親王に点眼ヲ乞なり。樂願成就すと諸国行却の日々。」

〔高平山半鐘銘〕(西樂寺文書近世一七四一)に巻き込まれていた断簡。縦 134 mm×横 37.5 mm。

大きさが異なっていることと、文が繋がらないことから、「高平山半鐘銘」とは別の史料と考えられる。仁和寺御室に点眼を乞う、というような内容のようだが、詳細不明。



# 十所権現

## 明治まであった西楽寺鎮守

### 西楽寺鎮守

明治二十三年（一八九〇）まで、西楽寺の本堂前には、鎮守が建っていました。

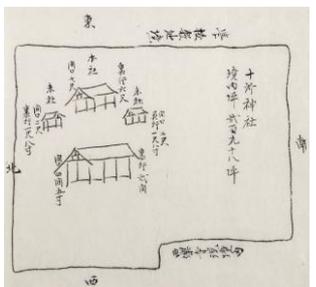
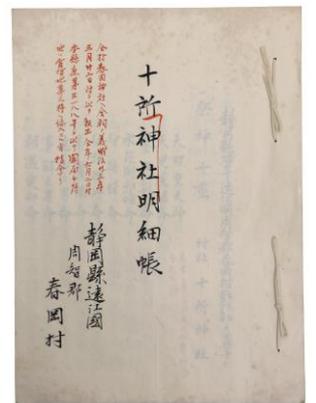
西楽寺鎮守は、いつ成立したのかは不明ですが、遅くとも戦国時代以降は史料に登場しています（戦国時代の史料は参考文献1を参照）。

江戸時代にも、「鎮守」として西楽寺文書に数多く登場しますが、古いところでは、元和五年（一六一九）に「十所大権現」と呼ばれていた例がありますから（重要参考史料3）、古くから十所権現として、十柱の神を祀っていたようです。

その後、宝永三年（一七〇六）に、尊昭が改めて十柱の神の組み合わせを定めました（重要参考史料4／次ページに翻刻）。

十所権現＝鎮守は、『年中行事扣』などを見ると、儀式の場として頻繁に使用されています（重要参考史料5、参考文献2）。

また、『当山諸由緒扣』の二冊目の縦帳は、尊昭が書いたノートだと考えられるのですが、そこに収録されている「天下安全御武運長久御息<sup>災</sup>延御子孫繫



『十所神明細帳』

表紙（上）と  
明治の十所神社図（下）



昌男祈禱之覚」という、尊昭の頃の祈禱の内容と会場の一覧を見ると、仁王経の読誦は十所権現で行っていたようです（重要参考史料1）。

鎮守十所権現は、西楽寺の儀式にとって、重要な施設でした。

ちなみに、毎年二月五日に、十所権現独自の祭礼も行われていたようです（重要参考史料2）。

### 明治に春岡神社に合祀される

明治になり、神仏分離の世となると、神仏習合のイメージが強い「権現」の名をやめ、西楽寺鎮守は「十所神社」となりました。

鎮守の祭礼もいつのまにか十月に行うようになる（重要参考史料8）など、様々な変化がありました（重要参考史料6を見ると、祭神十座の組み合わせも微妙に変わっている気がする）、明治二十三年（一八九〇）六月二日、十所神社は春日神社に合祀されました。

そのことが分かるのは、『十所神明細帳』表紙朱字書き込み（重要参考史料6）です

全村春岡神社へ合祀ノ義、明治廿三年三月廿二日付ヲ以テ願出、全年六月二日付本県庶第三一八八号ヲ以テ聞届ケ、跡地ハ官有地第三種へ編入スル旨指令アリ。

明治二十三年（一八九〇）三月二十二日に願出て、同年六月二日に許可されたことで、十所神社は春岡神社に合祀された、とあります。

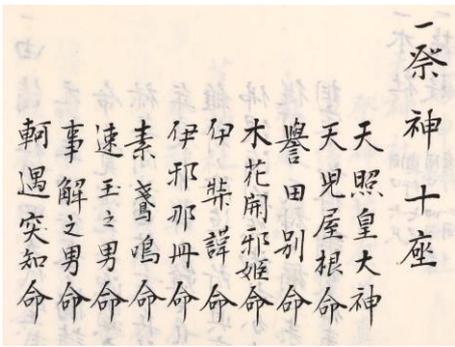
ここで、『春日（春岡）神社明細帳』表紙朱字書き込み（重要参考史料7）を見ると、「全村村社十所神社ヲ合祀ノ上、村社春岡神社ト改称之義、明治二十三年三月廿二日付ヲ以テ願出、全年六月二日日本県庶第三一八八号ヲ以テ許可ノ指令アリ」とあることから、十所神社は、春日神社と合祀され、「春岡神社」と名前を改めたのだと分かります。こうして、西楽寺の儀式において、重要な役割を果たしてきた鎮守、十所神社（十所権現）は、その歴史に幕を下ろしました。

【重要参考史料】

- 1、『当山諸由緒扣』（西楽寺文書近世一一）
- 2、「西楽寺鎮守・林徳寺鎮守・願成寺鎮守」（西楽寺文書近世二二〇九）
- 3、「十所権現鐘銘」（西楽寺文書近世一三八二）
- 4、「十所権現棟札下書」（西楽寺文書近世一六五五）
- 5、『年中行事扣』（西楽寺文書近世一六八六）
- 6、『十所神社明細帳』（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書二五〇一、歴史文化館所蔵）
- 7、『春日（春岡）神社明細帳』（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書二五〇二、歴史文化館所蔵史料）
- 8、明治十八年（一八八五）十月十四日「御届」（14 春岡村外2ヶ村戸長役場文書二五三四、歴史文化館所蔵史料）

【参考文献】

- 1、袋井市史編纂委員会編『袋井市史 史料編一 古代中世』（袋井市役所、一九八一年）。
- 2、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺 III 年中行事』（二〇二二年）。



『十所神社明細帳』より「祭神十座」  
下の〔十所権現棟札下書〕と  
祭神を比較してみたい。

<p>(ボローン) (シリ)</p> <p>当山十所権現本節昔乱世以来糾紛而不定 近来林徳寺之住宥栄当山之古記見出之依之</p> <p>孤<small>ヒトリ</small></p> <p>新記之後棄住僧不可孤疑現住尊昭并衆徒 宥相宥栄宥勸宥範宥元宥山宥喜異口同音</p> <p>敬白</p>	<p style="text-align: right;">(二七〇六)</p> <p>宝 永 三 丙 戌 天</p> <p>春日大明神 (鹿島) (兼論/新宮)</p> <p>天照太神宮 (大日) (阿弥陀/本宮)</p> <p>熊野三所 (十一面観音)</p> <p>牛頭天王宮 (乘師)</p> <p>愛宕大権現 (カ) (地藏)</p> <p style="text-align: right;">遠州周智郡宇苅郷安養山</p> <p style="text-align: right;">奉勸請十所大権現是也</p> <p style="text-align: right;">西楽寺八葉尊昭并衆徒敬白</p>
--	--

〔十所権現棟札下書〕(西楽寺文書近世一六五五)翻刻

紙を縦に二つ折りして、棟札の表裏を書いている。



# 宥香

## 尊昭が注目し続けた西楽寺五世住職

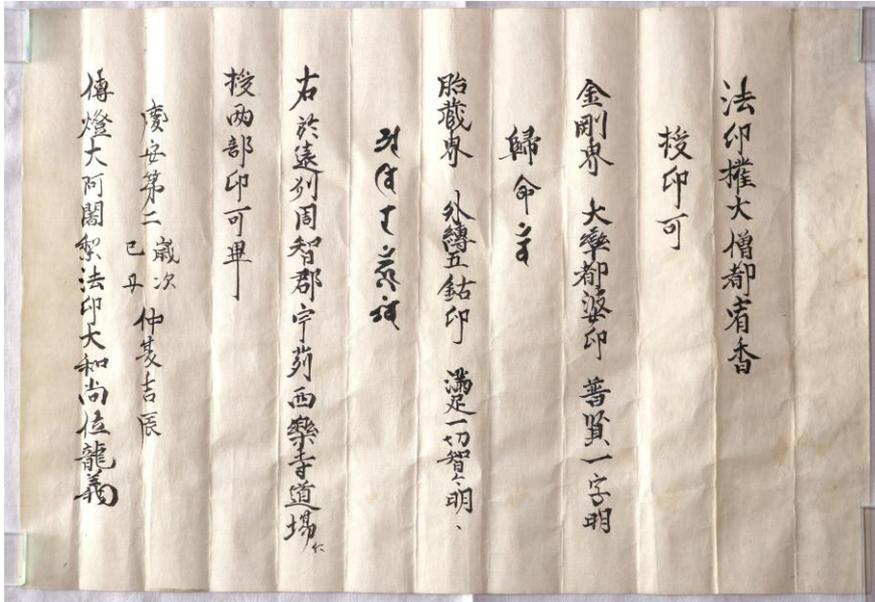
### 二次史料で業績のみが伝わる人物

西楽寺五世住職宥香は、尊昭が書き残したメモの中に記述が残されていることで、今日に業績が伝わっている人物です。

尊昭によれば、宥香は隠居後に高平山に入り、高平山の整備をした人物であり、尊昭の高平山整備は、宥香の路線を踏襲したものの、とのこと（「高平山縁起下書」西楽寺文書近世二三／参考文献1）。

その他の断片的記録からも、その業績が分かりません。西楽寺一山と地域との関係などの観点から、かなり重要な人物なのですが、残念ながら、同時代史料や、直接関わる史料がほとんど残っていません。「中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅱ 高平山」の、歴史文化館での展示終了後、宥香が印可を受けた時の史料が見つかりました（「宥香印信」西楽寺文書近世七三五）。

この史料により、宥香は、慶安二年（一六四九）に、西楽寺で、四世住職龍義から印可を受けたことが分かりました。



〔宥香印信〕（西楽寺文書近世 735）

#### 〔宥香印信〕（西楽寺文書近世七三五）

法印権大僧都宥香  
授印可

金剛界 大率都婆印 普賢一字明  
歸命（バン）

胎藏界 外縛五鈷印 満足一切智々明々  
（ア）（ビ）（ラ）（ウン）（キヤ）

右於遠州周智郡宇苺西楽寺道場<sup>仁</sup>  
授両部印可畢  
慶安第二<sup>歳次</sup>己丑仲夏吉辰  
伝灯大阿闍梨法印大和尚位龍義

#### 【重要参考史料】

- 1、「高平山縁起下書」西楽寺文書近世二三
- 2、「（宥香印信）」西楽寺文書近世七三五

#### 【参考文献】

- 1、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺Ⅱ 高平山』（二〇二一年）

